

第 1 章 税にかかる主な制度改正

第 1 章

令和 6 年度から適用される制度改正

(1) 森林環境税（国税）の創設

個人の市民税・府民税（均等割額）とあわせて森林環境税（国税）が課税されます。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）」に基づき、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市民税・府民税とあわせて、一人年額 1,000 円を市区町村が賦課徴収することとなります。

市民税・府民税（均等割額）内訳	令和 5 年度まで	令和 6 年度以降
市民税	3,500 円※	3,000 円
府民税	1,500 円※	1,000 円
大阪府森林環境税（府民税）	300 円	300 円
森林環境税（国税）	—	1,000 円
合計	5,300 円	5,300 円

※市民税・府民税の均等割額について、東日本大震災復興基本法に基づき、それぞれ 500 円が加算されていましたが、令和 5 年度で終了しました。

森林環境税（国税）について詳しくは、堺市ホームページ「令和 6 年度から森林環境税（国税）の課税が始まります」をご確認ください。

(2) 上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額については、所得税と異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和 6 年度の個人の市民税・府民税より課税方式を所得税と一致させることとなります。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税の確定申告で申告不要を選択した場合は市民税・府民税でも申告不要となり、総合課税又は分離課税で所得税の確定申告を行った場合は、市民税・府民税でも所得税と同じ課税方式を適用することとなります。

それにより、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税の判定、国民健康保険料や介護保険料等の算定などに影響する場合がありますので、ご注意ください。

また、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても同様の改正が行われ、所得税において上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける旨の記載がある確定申告書を提出した場合に限り、市民税・府民税において損益通算及び繰越控除ができることとなります。

(3) 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除の適用について、30 歳以上 70 歳未満の方は次のいずれかに該当している場合のみ対象となります。

- (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
- (2) 障害のある方
- (3) 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方

（４）個人の市民税・府民税の定額減税

前年の合計所得金額が 1805 万円以下の方に対し、令和 6 年度分の市民税・府民税について、納税者及び控除対象配偶者を含む扶養親族 1 人につき、1 万円を減税します。ただし、算出した減税額が市民税・府民税の所得割額を超える場合には、所得割額を限度とします。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は、令和 6 年度分の定額減税対象者からは除かれます。同一生計配偶者については、令和 7 年度分の市民税・府民税の所得割額から 1 万円を減税します。

※控除対象配偶者、同一生計配偶者及び扶養親族については、国外居住者を除きます。

※均等割額のみ課税の場合は、定額減税の対象となりません。

※定額減税は、他の税額控除後の所得割額から減税します。

※ふるさと納税の特例控除額の上限額は、定額減税前（調整控除後）の所得割額の 2 割となります。

市民税・府民税の定額減税について詳しくは、堺市ホームページ「定額減税【令和 6 年度課税】について」をご確認ください。